

第 6568 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 24日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ チケット払戻請求権の放棄

**Q** : チケットの払戻しを放棄した場合に税務上の手当てがされているとか。どのようなものなのですか？

**A** : 所得控除又は寄附金控除の選択適用が受けられます。

### 【解説】

先般、新型コロナウイルス等の影響に対応するための税制の特例(新型コロナ税特法)が創設されました。

内容は、新型コロナウイルスの拡大防止するため、政府からの自粛要請を受けて、文化芸術・スポーツイベントを中止、延期又は規模を縮小し、以下のすべての要件を満たし、文部科学大臣の指定を受けたものについて、そのイベントの参加予定者が入場料金等の払戻請求権の全部または一部を、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に放棄した場合、その放棄した額について、所得控除又は寄附金控除の適用を受けることができるというものです。

- ① 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に国内において開催された又は開催を予定していたもの
- ② 不特定多数の者を対象とするもの
- ③ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のために現に中止等されたもの
- ④ 中止等の場合には、入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの又は現に払戻しを行っているもの。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】